

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで

申立期間①はA社の食堂であったB食堂に、申立期間②はC社が経営していたD店に、それぞれ調理師として勤務したが、年金記録によると、両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、商業・法人登記簿謄本によると、A社は既に解散していることが確認できる上、当時の取締役は、死亡しているか又は生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「A社の食堂であったB食堂の調理長の下で修業するため、同社に入社した。」と主張し、当該調理長の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立期間①当時、当該調理長は、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、同人は既に死亡している上、このほかに申立人が名前を挙げた同僚二人は、いずれも姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、申立人の申立てに係る事実について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、回答が得られた12人は、いずれも「申立人を知らない。当時、B食堂とは

別の部署に勤務していた。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける回答は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立期間①において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険被保険者記録においても、申立期間①に係る申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和48年7月1日から49年6月28日までの期間について、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち48年6月1日から49年6月30日までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は死亡している上、現在の事業主は、「申立人が勤務していたことを確認できる資料は無い。また、当社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについても、これを確認できる資料が無いことから不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「C社が経営するD店には、亡き義兄と一緒に入社した。」と主張しているものの、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人の義兄が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年7月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる14人のうち、生存及び所在が確認できた6人(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)に照会したところ、回答が得られた4人は、いずれも「昭和49年7月1日より前に入社した。」と回答しているものの、同年7月1日以前に厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間②における同保険料控除についても具体的な回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 57 年 11 月 30 日から 58 年 6 月 1 日まで

昭和 49 年 6 月 1 日から 57 年 6 月 11 日までの期間、A 社に継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和 57 年 9 月に夫と一緒に厚生年金保険第四種被保険者の資格取得手続きを行い、夫と一緒に厚生年金保険料を納付していたが、年金記録によると、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②について、厚生年金保険の第四種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の夫で A 社の当時の事業主は、「当時の関係資料は、何も保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる唯一の同僚に照会したものの、同人は、「申立人

が申立期間①と一緒に勤務していたか覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人に係る被保険者原票によると、申立人は、昭和 52 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同保険の被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該記録に訂正等が行われた形跡も無い上、当該記録はオンライン記録と一致している。

なお、上述の事業主は、申立期間①に申立人と一緒に勤務していたとする同僚 6 人の名前を挙げているが、当該事業所に係る被保険者原票によると、個人を特定できた 5 人は、いずれも申立期間①より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほかに、申立人の申立期間①に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「当該期間の第四種厚生年金保険料については、銀行口座からの引き落としで納付した。」と主張している。

しかしながら、日本年金機構 B ブロック本部 C 事務センター（以下「C 事務センター」という。）は、「申立期間②当時、第四種厚生年金保険料については、社会保険事務所（当時）が送付する納付書により、歳入代理店となっている銀行等及び社会保険事務所の窓口で支払うことになっており、申立人が主張する銀行口座からの引き落としによる納付は取り扱っていなかった。また、厚生年金保険第四種被保険者の保険料の納付状況が分かる当時の第四種被保険者債権管理簿については、保存期限経過により既に廃棄されており、申立人の申立期間②における第四種厚生年金保険料の納付状況については分からない。」と回答している。

また、C 事務センターは、当時の第四種制度の事務処理について、「毎月の保険料について、納付期限（毎月 10 日）までに納付が無い場合は、督促状を発送する。督促状に記載された指定期限（月末の前日）までに納付が無ければ、指定期限の翌日付けで被保険者資格を喪失させる処理を行っていた。」と回答しているところ、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、月末である昭和 57 年 11 月 30 日に第四種被保険者資格を喪失していることが確認できることから判断すると、督促状に記載された指定期限までに保険料納付が無かったことにより被保険者資格を喪失したものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票によると、申立人は、昭和 57 年 9 月 6 日に第四種被保険者の資格を取得し、同年 11 月 30 日に資格喪失したことが確認でき、当該記録に訂正等が行われた形跡も無い。

このほかに、申立人の申立期間②に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5032 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438、4616、4710、4777、4847、4940 及び 4976 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社（現在は、B社）C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少している期間がある。

各申立期間の標準報酬月額について、増加していないのはおかしいので、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。

今回、新たな資料を提出するので、改めて調査の上、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動について

は、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和 52 年 6 月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していた D 地区及び E 地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B 社は「そのような事実は無い。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける回答が得られなかった上、オンライン記録によると、A 社 F 支店又は同社 G 支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が 45 人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚 21 人のうち回答が得られた 18 人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける回答は得られず、このうち二人から提供された当該期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、これまでの申立ての一部において、昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間を申立期間とし、「当時の本給額は 16 万 7,000 円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の回答及び当該同僚から提供された同年 4 月分から同年 11 月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること、vii) 申立人は、A 労働組合が発行した組合新聞「H」を提出し、「毎年昇給しており、そのほかに手当も支給されていたことから、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少しているのはおかしい。」と主張しているものの、当該組合新聞からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、viii) 申立人は、「給与額が増加している時代に、標準報酬月額が給与額と同様に推移していないのはおかしい。当時は、常に残業及び休日出勤しており、年間を通して時間外手当の額に変動は無かったので、一緒に勤務していた同僚に、当

時の時間外勤務の状況等について確認してほしい。」と主張していることから、当該二人に当時の状況について確認したが、いずれも「時間外勤務をしていたが、申立人の給与については分からない。」と回答していること、ix) 申立人は、「名前を挙げた同僚二人の標準報酬月額が自分の標準報酬月額と同じとなっているが、自分は役職で家族手当も支給されていたのに二人の同僚と標準報酬月額が同じとなっているのは、不自然で人的改ざんであり、これが新たな証拠である。」旨主張しているが、申立人及び同僚二人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる新たな資料等の提出も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け、同年6月1日付け、同年11月9日付け、25年5月17日付け、同年8月30日付け、同年11月8日付け、26年2月6日付け、同年5月15日付け及び同年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料を提出するので改めて調査してほしい。」としているが、当該資料については、これまでの申立てにおいて、既に提出された資料である上、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる新たな資料等の提出も無いことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。